

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人加寿美福社会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人の役員及び評議員に対しての報酬は、次のとおりとする。

- (1) 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、報酬を支給できるものとする。
- (2) 評議員は、定款第8条で定めるとおり無報酬とする。

2 常勤の理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(常勤の理事の勤務報酬)

第4条 常勤の理事が、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(費用)

第5条 この法人の役員及び評議員に対しての費用は、費用弁償及び旅費支給規則で定める。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(報酬の支給日)

第7条 常勤の理事の報酬(旅費を除く。)は、毎月21日に支払うものとする。

ただし、その日が土曜日若しくは日曜日又は休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い土曜日若しくは日曜日又は休日でない日に支給する。

(報酬の支給方法)

第8条 常勤の理事の報酬(旅費を除く。)は、本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年7月19日(評議員会議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表1(勤務報酬)

名称	報酬	備考
理事業務報酬(月額)	60,000円	職員との兼務がない場合
理事業務報酬(日額)	12,000円	